



令和元年 10 月 19 日
内閣府（防災担当）

永田クラブ、経済研究会、国土交通記者会へ貼り出し

令和元年台風第19号に伴う災害にかかる 災害救助法の適用について【第10報】

1. 災害の概要

令和元年台風第19号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていること、住家に多数の被害が生じたことから、全国で13都県341市区町村にそれぞれ災害救助法の適用を決定した。

	自治体名	区	市	町	村	計	備考
1	岩手県	0	6	5	3	14	
2	宮城県	0	14	20	1	35	
3	福島県	0	12	26	12	50	
4	茨城県	0	24	6	0	30	
5	栃木県	0	13	8	0	21	
6	群馬県	0	12	13	5	30	
7	埼玉県	0	29	18	1	48	
8	東京都	6	15	3	1	25	
9	神奈川県	0	11	7	1	19	
10	新潟県	0	3	0	0	3	
11	山梨県	0	10	6	4	20	
12	長野県	0	16	14	14	44	
13	静岡県	0	1	1	0	2	
13都県合計		6	166	127	42	341	

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【岩手県】 宮古市 （みやこし） 大船渡市 （おおふなとし） 久慈市 （くじし）	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
一関市 （いちのせきし） 陸前高田市 （りくぜんたかたし） 釜石市 （かまいしし） 気仙郡住田町 （けせんぐんすみた ちょう） 上閉伊郡大槌町 （かみへいぐんおお つちちょう） 下閉伊郡山田町 （しもへいぐんやま だまち） 下閉伊郡岩泉町 （しもへいぐんいわ いずみちょう） 下閉伊郡田野畑村 （しもへいぐんたの はたむら） 下閉伊郡普代村 （しもへいぐんふだ いむら） 九戸郡野田村 （くのへぐんのだむ ら） 九戸郡洋野町 （くのへぐんひろの ちょう） 【宮城県】 仙台市 （せんだいし） 石巻市 （いしのまきし） 塩竈市 （しおがまし） 気仙沼市 （けせんぬまし） 白石市 （しろいしし） 名取市 （なとりし）	10 月 12 日	令和元年台風第 19 号に伴う災害により、 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又 は受けるおそれが生じており、継続的に救 助を必要としている。	災害救助法施行 令第 1 条第 1 項 第 4 号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
角田市 （かくだし） 多賀城市 （たがじょうし） 岩沼市 （いわぬまし） 登米市 （とめし） 栗原市 （くりはらし） 東松島市 （ひがしまつしまし） 大崎市 （おおさきし） 富谷市 （とみやし） 刈田郡蔵王町 （かったぐんざおう まち） 刈田郡七ヶ宿町 （かったぐんしちか しゆくまち） 柴田郡大河原町 （しばたぐんおおが わらまち） 柴田郡村田町 （しばたぐんむらた まち） 柴田郡柴田町 （しばたぐんしばた まち） 柴田郡川崎町 （しばたぐんかわさ きまち） 伊具郡丸森町 （いぐぐんまるもり まち） 亶理郡亶理町 （わたりぐんわたり ちょう） 亶理郡山元町 （わたりぐんやまも とちょう）	10 月 12 日	令和元年台風第 19 号に伴う災害により、 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又 は受けるおそれが生じており、継続的に救 助を必要としている。	災害救助法施行 令第 1 条第 1 項 第 4 号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
宮城郡松島町 （みやぎぐんまつしままち） 宮城郡七ヶ浜町 （みやぎぐんしちがはままち） 宮城郡利府町 （みやぎぐんりふちよう） 黒川郡大和町 （くろかわぐんたいわちよう） 黒川郡大郷町 （くろかわぐんおおさとちよう） 黒川郡大衡村 （くろかわぐんおおひらむら） 加美郡色麻町 （かみぐんしかまちよう） 加美郡加美町 （かみぐんかみまち） 遠田郡涌谷町 （とおだぐんわくやちよう） 遠田郡美里町 （とおだぐんみさとまち） 牡鹿郡女川町 （おしかぐんおながわちよう） 本吉郡南三陸町 （もとよしぐんみなみさんりくちよう） 【福島県】 福島市 （ふくしまし） 会津若松市 （あいづわかまつし） 郡山市 （こおりやまし） いわき市 （いわきし）	10 月 12 日	令和元年台風第 19 号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
白河市 （しらかわし） 須賀川市 （すかがわし） 相馬市 （そうまし） 二本松市 （にほんまつし） 田村市 （たむらし） 南相馬市 （みなみそうまし） 伊達市 （だてし） 本宮市 （もとみやし） 伊達郡桑折町 （だてぐんこおりま ち） 伊達郡国見町 （だてぐんくにみま ち） 伊達郡川俣町 （だてぐんかわまた まち） 安達郡大玉村 （あだちぐんおおた まむら） 岩瀬郡鏡石町 （いわせぐんかがみ いしまち） 岩瀬郡天栄村 （いわせぐんてんえ いむら） 南会津郡下郷町 （みなみあいづぐん しもごうまち） 南会津郡桧枝岐村 （みなみあいづぐん ひのえまたむら） 南会津郡只見町 （みなみあいづぐん ただみまち）	10 月 12 日	令和元年台風第 19 号に伴う災害により、 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又 は受けるおそれが生じており、継続的に救 助を必要としている。	災害救助法施行 令第 1 条第 1 項 第 4 号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
南会津郡南会津町 （みなみあいづぐん みなみあいづまち） 河沼郡柳津町 （かわぬまぐんやな いづまち） 大沼郡三島町 （おおぬまぐんみし ままち） 大沼郡金山町 （おおぬまぐんかね やままち） 大沼郡会津美里町 （おおぬまぐんあい づみさとまち） 西白河郡西郷村 （にししらかわぐん にしごうむら） 西白河郡泉崎村 （にししらかわぐん いずみざきむら） 西白河郡中島村 （にししらかわぐん なかじまむら） 西白河郡矢吹町 （にししらかわぐん やぶきまち） 東白川郡棚倉町 （ひがししらかわぐ んたなぐらまち） 東白川郡塙町 （ひがししらかわぐ んはなわまち） 東白川郡鮫川村 （ひがししらかわぐ んさめがわむら） 石川郡石川町 （いしかわぐんいし かわまち） 石川郡玉川村 （いしかわぐんたま かわむら） 石川郡平田村 （いしかわぐんひら たむら）	10 月 12 日	令和元年台風第 19 号に伴う災害により、 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又 は受けるおそれが生じており、継続的に救 助を必要としている。	災害救助法施行 令第 1 条第 1 項 第 4 号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
石川郡浅川町 （いしかわぐんあさ かわまち） 石川郡古殿町 （いしかわぐんふる どのまち） 田村郡三春町 （たむらぐんみはる まち） 田村郡小野町 （たむらぐんおのま ち） 双葉郡広野町 （ふたばぐんひろの まち） 双葉郡檜葉町 （ふたばぐんならは まち） 双葉郡富岡町 （ふたばぐんとみお かまち） 双葉郡川内村 （ふたばぐんかわう ちむら） 双葉郡大熊町 （ふたばぐんおおく ままち） 双葉郡双葉町 （ふたばぐんふたば まち） 双葉郡浪江町 （ふたばぐんなみえ まち） 双葉郡葛尾村 （ふたばぐんかつら おむら） 相馬郡新地町 （そうまぐんしんち まち） 相馬郡飯舘村 （そうまぐんいいた てむら）	10 月 12 日	令和元年台風第 19 号に伴う災害により、 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又 は受けるおそれが生じており、継続的に救 助を必要としている。	災害救助法施行 令第 1 条第 1 項 第 4 号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【茨城県】 水戸市 (みとし) 日立市 (ひたちし) 土浦市 (つちうらし) 古河市 (こがし) 石岡市 (いしおかし) 結城市 (ゆうきし) 下妻市 (しもつまし) 常総市 (じょうそうし) 常陸太田市 (ひたちおおたし) 高萩市 (たかはぎし) 北茨城市 (きたいばらきし) 笠間市 (かさまし) つくば市 (つくばし) ひたちなか市 (ひたちなかし) 守谷市 (もりやし) 常陸大宮市 (ひたちおおみやし) 那珂市 (なかし) 筑西市 (ちくせいし) 坂東市 (ばんどうし) かすみがうら市 (かすみがうらし) 桜川市 (さくらがわし) 神栖市 (かみすし)	10 月 12 日	令和元年台風第 19 号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<u>鉾田市</u> <u>(ほこたし)</u> <u>つくばみらい市</u> <u>(つくばみらいし)</u> <u>東茨城郡茨城町</u> <u>(ひがしいばらきぐ</u> <u>んいばらきまち)</u> <u>東茨城郡大洗町</u> <u>(ひがしいばらきぐん</u> <u>おおあらいまち)</u> <u>東茨城郡城里町</u> <u>(ひがしいばらきぐ</u> <u>んしろさとまち)</u> <u>久慈郡大子町</u> <u>(くじぐんだいごま</u> <u>ち)</u> <u>結城郡八千代町</u> <u>(ゆうきぐんやちよま</u> <u>ち)</u> <u>猿島郡境町</u> <u>(さしまぐんさかいま</u> <u>ち)</u>	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用
<u>水戸市</u> <u>—(みとし)—</u> <u>ひたちなか市</u> <u>—(ひたちなかし)—</u> <u>神栖市</u> <u>—(かみすし)—</u> <u>東茨城郡茨城町</u> <u>—(ひがしいばらきぐん</u> <u>いばらきまち)—</u>	10月13日	令和元年台風第19号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。 —(那珂川の決壊による住家の浸水)—	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用
10月13日適用分を全て10月12日へ変更 (12日中に越水が発生していたことが判明したことによる修正)			
【栃木県】 <u>宇都宮市</u> <u>(うつのみやし)</u> <u>足利市</u> <u>(あしかがし)</u> <u>栃木市</u> <u>(とちぎし)</u> <u>佐野市</u> <u>(さのし)</u> <u>鹿沼市</u> <u>(かぬまし)</u> <u>日光市</u> <u>(にっこうし)</u>	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
大田原市 （おおたわらし） 矢板市 （やいたし） 那須塩原市 （なすしおばらし） さくら市 （さくらし） 下野市 （しもつけし） 河内郡上三川町 （かわちぐんかみのかわまち） 芳賀郡茂木町 （はがぐんもてぎまち） 芳賀郡市貝町 （はがぐんいちかいまち） 下都賀郡壬生町 （しもつがぐんみぶまち） 塩谷郡塩谷町 （しおやぐんしおやまち） 塩谷郡高根沢町 （しおやぐんたかねざわまち） 那須郡那須町 （なすぐんなすまち） 那須郡那珂川町 （なすぐんなかがわまち） 【群馬県】 前橋市 （まえばしし） 高崎市 （たかさきし） 桐生市 （きりゅうし） 伊勢崎市 （いせさきし） 太田市 （おおたし）	10 月 12 日	令和元年台風第 19 号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
沼田市 （ぬまたし） 館林市 （たてばやしし） 渋川市 （しぶかわし） 藤岡市 （ふじおかし） 富岡市 （とみおかし） 安中市 （あんなかし） みどり市 （みどりし） <u>北群馬郡榛東村</u> <u>（きたぐんまぐんしん</u> <u>とうむら）</u> 北群馬郡吉岡町 （きたぐんまぐんよ しおかまち） 多野郡上野村 （たのぐんうえのむ ら） 多野郡神流町 （たのぐんかんなま ち） 甘楽郡下仁田町 （かんらぐんしもに たまち） 甘楽郡南牧村 （かんらぐんなんも くむら） 甘楽郡甘楽町 （かんらぐんかんら まち） 吾妻郡中之条町 （あがつまぐんなか のじょうまち） 吾妻郡長野原町 （あがつまぐんなが のはらまち） 吾妻郡嬭恋村 （あがつまぐんつま ごいむら）	10 月 12 日	令和元年台風第 19 号に伴う災害により、 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又 は受けるおそれが生じており、継続的に救 助を必要としている。	災害救助法施行 令第 1 条第 1 項 第 4 号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
吾妻郡草津町 （あがつまぐんくさ つまち） 吾妻郡高山村 （あがつまぐんたか やまむら） 吾妻郡東吾妻町 （あがつまぐんひが しあがつままち） 利根郡みなかみ町 （とねぐんみなかみ まち） <u>佐波郡玉村町</u> <u>（さわぐんたまむらま ち）</u> 邑楽郡千代田町 （おうらぐんちよだ まち） <u>邑楽郡大泉町</u> <u>（おうらぐんおおいず みまち）</u> 邑楽郡邑楽町 （おうらぐんおうら まち） 【埼玉県】 さいたま市 （さいたまし） 川越市 （かわごえし） 熊谷市 （くまがやし） 川口市 （かわぐちし） 行田市 （ぎょうだし） 秩父市 （ちちぶし） 所沢市 （ところざわし） 飯能市 （はんのうし） 本庄市 （ほんじょうし）	10 月 12 日	令和元年台風第 19 号に伴う災害により、 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又 は受けるおそれが生じており、継続的に救 助を必要としている。	災害救助法施行 令第 1 条第 1 項 第 4 号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
東松山市 （ひがしまつやまし） 春日部市 （かすかべし） 狭山市 （さやまし） 深谷市 （ふかやし） 上尾市 （あげおし） 越谷市 （こしがやし） 蕨市 （わらびし） 戸田市 （とだし） 入間市 （いるまし） 朝霞市 （あさかし） 志木市 （しきし） 和光市 （わこうし） 新座市 （にいざし） 桶川市 （おけがわし） 八潮市 （やしろし） 富士見市 （ふじみし） 坂戸市 （さかどし） 鶴ヶ島市 （つるがしまし） 日高市 （ひだかし） ふじみ野市 （ふじみのし） 入間郡三芳町 （いるまぐんみよし まち）	10 月 12 日	令和元年台風第 19 号に伴う災害により、 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又 は受けるおそれが生じており、継続的に救 助を必要としている。	災害救助法施行 令第 1 条第 1 項 第 4 号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
入間郡毛呂山町 （いるまぐんもろや ままち） 入間郡越生町 （いるまぐんおごせ まち） 比企郡滑川町 （ひきぐんなめがわ まち） 比企郡嵐山町 （ひきぐんらんざん まち） 比企郡小川町 （ひきぐんおがわま ち） 比企郡川島町 （ひきぐんかわじま まち） 比企郡吉見町 （ひきぐんよしみま ち） 比企郡鳩山町 （ひきぐんはとやま まち） 比企郡ときがわ町 （ひきぐんときがわ まち） 秩父郡横瀬町 （ちちぶぐんよこぜ まち） 秩父郡皆野町 （ちちぶぐんみなの まち） 秩父郡長瀬町 （ちちぶぐんながと ろまち） 秩父郡小鹿野町 （ちちぶぐんおがの まち） 秩父郡東秩父村 （ちちぶぐんひがし ちちぶむら） 児玉郡美里町 （こだまぐんみさと まち）	10 月 12 日	令和元年台風第 19 号に伴う災害により、 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又 は受けるおそれが生じており、継続的に救 助を必要としている。	災害救助法施行 令第 1 条第 1 項 第 4 号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
児玉郡神川町 （こだまぐんかみかわまち） 児玉郡上里町 （こだまぐんかみさとまち） 大里郡寄居町 （おおさとぐんよりいまち） 【東京都】 墨田区 （すみだく） 世田谷区 （せたがやく） 豊島区 （としまく） 北区 （きたく） 板橋区 （いたばしく） 練馬区 （ねりまく） 八王子市 （はちおうじし） 立川市 （たちかわし） 青梅市 （おうめし） 府中市 （ふちゅうし） 昭島市 （あきしまし） 町田市 （まちだし） 小金井市 （こがねいし） 日野市 （ひのし） 福生市 （ふっさし） 東大和市 （ひがしやまとし） 武蔵村山市 （むさしむらやまし）	10 月 12 日	令和元年台風第 19 号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
多摩市 （たまし） 稲城市 （いなぎし） 羽村市 （はむらし） あきる野市 （あきるのし） 西多摩郡瑞穂町 （にしたまぐんみず ほまち） 西多摩郡日の出町 （にしたまぐんひの でまち） 西多摩郡檜原村 （にしたまぐんひの はらむら） 西多摩郡奥多摩町 （にしたまぐんおく たまちょう） 【神奈川県】 川崎市 （かわさきし） 相模原市 （さがみはらし） 平塚市 （ひらつかし） 小田原市 （おだわらし） 茅ヶ崎市 （ちがさきし） 秦野市 （はだのし） 厚木市 （あつぎし） 伊勢原市 （いせはらし） 海老名市 （えびなし） 座間市 （ざまし） 南足柄市 （みなみあしがらし）	10 月 12 日	令和元年台風第 19 号に伴う災害により、 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又 は受けるおそれが生じており、継続的に救 助を必要としている。	災害救助法施行 令第 1 条第 1 項 第 4 号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
高座郡寒川町 （こうざぐんさむかわまち） 足柄上郡大井町 （あしがらかみぐんおおいまち） 足柄上郡松田町 （あしがらかみぐんまつだまち） 足柄上郡山北町 （あしがらかみぐんやまきたまち） 足柄下郡箱根町 （あしがらしもぐんはこねまち） 足柄下郡湯河原町 （あしがらしもぐんゆがわらまち） 愛甲郡愛川町 （あいこうぐんあいかわまち） 愛甲郡清川村 （あいこうぐんきよかわむら） 【新潟県】 上越市 （じょうえつし） 糸魚川市 （いといがわし） 妙高市 （みょうこうし） 【山梨県】 富士吉田市 （ふじよしだし） 都留市 （つるし） 山梨市 （やまなしし） 大月市 （おおつきし） 韮崎市 （にらさきし）	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
南アルプス市 （みなみあるぶすし） 北杜市 （ほくとし） 笛吹市 （ふえふきし） 上野原市 （うえのはらし） 甲州市 （こうしゅうし） 西八代郡市川三郷町 （にしやつしろぐん いちかわみさとちょう う） 南巨摩郡早川町 （みなみこまぐんは やかわちょう） 南巨摩郡身延町 （みなみこまぐんみ のぶちょう） 南巨摩郡南部町 （みなみこまぐんな んぶちょう） 南巨摩郡富士川町 （みなみこまぐんふ じかわちょう） 南都留郡道志村 （みなみつるぐんど うしむら） 南都留郡鳴沢村 （みなみつるぐんな るさわむら） 南都留郡富士河口湖 町 （みなみつるぐんふ じかわぐちこまち） 北都留郡小菅村 （きたつるぐんこす げむら） 北都留郡丹波山村 （きたつるぐんたば やまむら）	10 月 12 日	令和元年台風第 19 号に伴う災害により、 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又 は受けるおそれが生じており、継続的に救 助を必要としている。	災害救助法施行 令第 1 条第 1 項 第 4 号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【長野県】 長野市 （ながのし） 松本市 （まつもとし） 上田市 （うえだし） 岡谷市 （おかやし） 諏訪市 （すわし） 須坂市 （すざかし） 小諸市 （こもろし） 伊那市 （いなし） 中野市 （なかのし） 飯山市 （いいやまし） 茅野市 （ちのし） 塩尻市 （しおじりし） 佐久市 （さくし） 千曲市 （ちくまし） 東御市 （とうみし） 安曇野市 （あづみのし） 南佐久郡小海町 （みなみさくぐんこ うみまち）	10 月 12 日	令和元年台風第 19 号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行 令第 1 条第 1 項 第 4 号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
南佐久郡川上村 （みなみさくぐんかわかみむら） 南佐久郡南牧村 （みなみさくぐんみなみまきむら） 南佐久郡南相木村 （みなみさくぐんみなみあいきむら） 南佐久郡北相木村 （みなみさくぐんきたあいきむら） 南佐久郡佐久穂町 （みなみさくぐんさくほまち） 北佐久郡軽井沢町 （きたさくぐんかるいざわまち） 北佐久郡御代田町 （きたさくぐんみよたまち） 北佐久郡立科町 （きたさくぐんたてしなまち） 小県郡青木村 （ちいさがたぐんあおきむら） 小県郡長和町 （ちいさがたぐんながわまち） 諏訪郡下諏訪町 （すわぐんしもすわまち） 諏訪郡富士見町 （すわぐんふじみまち） 諏訪郡原村 （すわぐんはらむら）	10 月 12 日	令和元年台風第 19 号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
上伊那郡辰野町 （かみいなぐんたつのまち） 上伊那郡宮田村 （かみいなぐんみやたむら） 木曽郡木曽町 （きそぐんきそまち） 東筑摩郡麻績村 （ひがしちくまぐんおみむら） 東筑摩郡生坂村 （ひがしちくまぐんいくさかむら） 東筑摩郡筑北村 （ひがしちくまぐんちくほくむら） 埴科郡坂城町 （はにしなぐんさかきまち） 上高井郡小布施町 （かみたかいぐんおぶせまち） 上高井郡高山村 （かみたかいぐんたかやまむら） 下高井郡山ノ内町 （しもたかいぐんやまのうちまち） 下高井郡木島平村 （しもたかいぐんきじまだいらむら） 下高井郡野沢温泉村 （しもたかいぐんのざわおんせんむら） 上水内郡飯綱町 （かみみのちぐんいづなまち）	10 月 12 日	令和元年台風第 19 号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
下水内郡栄村 (しもみのちぐんさ かえむら)	10 月 12 日	令和元年台風第 19 号に伴う災害により、 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又 は受けるおそれが生じており、継続的に救 助を必要としている。	災害救助法施行 令第 1 条第 1 項 第 4 号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	人的被害 (人)			住家被害 (世帯)					備 考
		死者	行方 不明	負傷	全壊	半壊	床上 浸水	床下 浸水	一部 損壊	
【栃木県】 小山市 (おやまし)	10 月 12 日						188	183		災害救助法 施行令第 1 条第 1 項第 2 号適用
那須烏山市 (なすからすやま し)							152	53		災害救助法 施行令第 1 条第 1 項第 1 号適用
【静岡県】 伊豆の国市 (いずのくにし)	10 月 12 日						239	241	5	災害救助法 施行令第 1 条第 1 項第 1 号適用
田方郡函南町 (たがたぐんかん なみちょう)					2		201	88	7	

(注 1) 下線は今回適用分

(注 2) 上記の被害状況の数値は次の報告に基づくものである。

(同数値は、今後の調査によって変動することがある。)

- ・ 栃木県 令和元年 10 月 17 日(火)14 時現在の報告 (小山市 適用時)
- ・ 栃木県 令和元年 10 月 15 日(火)12 時現在の報告 (那須烏山市 適用時)
- ・ 静岡県 令和元年 10 月 14 日(月)15 時現在の報告 (伊豆の国市、田方郡函南町 適用時)

2. これまでにとられた措置

- ・避難所の設置等

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（被災者行政担当）付

阿部、高見

TEL 03-5253-2111（内線51365）

03-3593-2849（直通）

災害救助法（S22年法118）の概要

※平成25年度厚生労働省
から内閣府に移管。

「災害対策基本法」を中心に、災害類型に応じて各々の個別法によって対応する仕組みの中で、「**災害救助法**」は、**発災後の応急期における応急救助に対応するための法律**である。



1. 制度概要

- （1）災害救助法に基づく救助は、都道府県知事等の行う「**法定受託事務**」である。
- （2）都道府県知事等が適用基準に該当する市町村において**現に救助を必要とする者**に行う。
 - ① 災害により一定数以上の住家の滅失（全壊）が生じた場合（令第1条第1項第1号～第3号）
 - ② 多数の者に生命又は身体への危害が生じ継続的な救助が必要な場合等（令第1条第1項第4号）

		市町村（基礎自治体）	都道府県
救助法を適用しない場合		救助の実施主体 （基本法5条）	救助の後方支援、総合調整（基本法4条）
救助法を適用した場合	救助の実施	都道府県の補助（法13条2項）	救助の実施主体 （法2条） （救助実施の区域を除く（法2条の2））
	事務委任	事務委任を受けた救助の実施主体 （法13条1項）	救助事務の一部を市町村に委任可 （法13条1項）
	費用負担	費用負担なし（法21条）	掛かった費用の最大100分の50 （残りは国が負担）（法21条）

2. 救助の種類、程度、方法及び期間

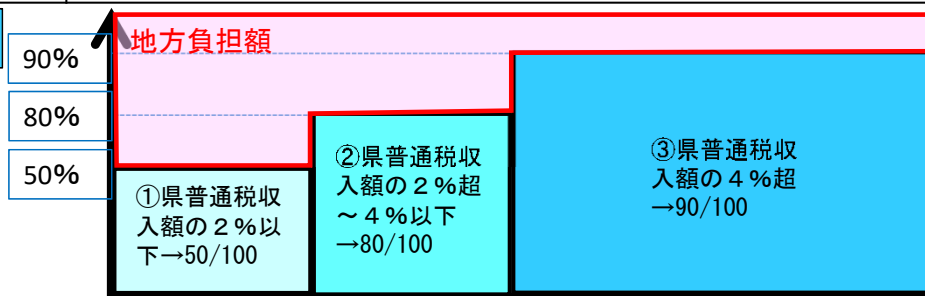
（1）避難所の設置（S22～）	（5）被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与（S22～）	（9）学用品の給与（S22～）
（2） 応急仮設住宅の供与 （S28～）	（6）医療及び助産（S22～）	（10）埋葬（S22～）
（3）炊き出しその他による食品の給与（S22～）	（7）被災者の救出（S28～）	（11）死体の搜索・処理（S34～）
（4）飲料水の供給（S28～）	（8） 住宅の応急修理 （S28～）	（12）障害物の除去（S34～）

- **一般基準**：救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、**内閣総理大臣が定める基準**（※）に従い、**あらかじめ、都道府県知事等が、これを定める。**（※平成25年内閣府告示第228号）
- **特別基準**：**一般基準では救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、特別基準（※）を定めることができる。**（※令第3条第2項）

3. 救助の基本5原則

○ 平等の原則	現に救助を要する被災者に対しては、事情の如何を問わず、また経済的な要件を問わずに、 <u>等しく救助の手を差し伸べなければならない。</u>
○ 必要即応の原則	応急救助は被災者への見舞制度ではない。画一的、機械的な救助を行うのではなく、 <u>個々の被災者ごとに、どのような救助がどの程度必要なのかを判断して救助を行う。</u>
○ 現物給付の原則	災害時は物資が不足し、調達も困難となり、 <u>金銭がほとんど用をなさないため、救助は現物をもって行う。</u>
○ 現在地救助の原則	・発災後の緊急時に円滑かつ迅速に救助を行う必要がある。このため、被災者の現在地において救助を行う。 ・旅行者、訪問客、土地の通過者等を含め、その現在地を所管する都道府県知事が救助を行う。
○ 職権救助の原則	応急救助の性質からして、被災者の申請を待つことなく、都道府県知事がその職権によって救助を行う。

4. 国庫負担



例：普通税収入約1000億円の自治体において、救助費用100億円が生じた場合
国庫負担額 = ①（20億円の50%） + ②（20億円の80%） + ③（残り60億円の90%） = 計80億円